

高知県農業負債整理関係資金基本要綱

目 次

- 第1 趣旨
 - 第2 対象資金等
 - 第3 農業者の手続等
 - 1 経営改善計画書の作成等
 - 2 融資審査
 - 3 債権保全措置
 - 第4 融資機関の手続等
 - 1 融資機関の手続
 - 2 経営診断手続
 - 3 融資実行後の措置
 - 4 民事再生手続との関係
 - 第5 その他
-
- 別紙1 経営改善計画総括表
 - 経営改善計画書（個人）
 - （別表）負債整理計画
 - 経営改善計画書（法人）
 - （別表）負債整理計画
 - 別紙2 農業負債整理関係資金借入申込書
 - 別紙3 融資審査の考え方
 - 別紙4 令和○年の経営状況報告書（△年目）（個人）
令和○年の経営状況報告書（△年目）（法人）

第1 趣旨

この要綱は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等により、負債の償還が困難となっている農業者に対して、個々の経営の実情に応じて行う、その償還負担の軽減を図るためのきめ細かな資金の融通について定めるものである。

第2 対象資金等

1 この要綱の対象とする資金は、次に掲げる2資金とし、融資機関は、農業者の経営の実情、資金需要等を踏まえて適切な資金を融通するものとする。

- (1) 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のⅡに定める資金）
- (2) 農業経営負担軽減支援資金（知事が別に定める農業経営負担軽減支援資金をいう。以下同じ。）

2 この要綱の対象とする資金の役割分担等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農業者が経営体育成強化資金及び農業経営負担軽減支援資金を活用して負債の償還負担を軽減しようとする場合は、農業経営負担軽減支援資金で対応できるときは、極力当該資金で対応し、当該資金で対応することが困難なときは、経営体育成強化資金で対応することを基本とすること。

なお、農業経営負担軽減支援資金と経営体育成強化資金とを同時に利用するときは、取扱融資機関が密接に協議・連携を図るものとする。

- (2) (1)にかかわらず、経営体育成強化資金実施要綱第2のⅡの1の(1)の資金（以下「再建整備資金」という。）については、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難な場合に対応するものとする。
- (3) 第3の1の(4)のアの融資機関は、再建整備資金で対応しようとする場合は、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難である旨を第3の1の(4)のイの融資機関のいずれかに確認するとともに、確認したことを証する書類を整備しておくものとする。

第3 農業者の手続等

この要綱の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の融資を受けようとする者（以下「借入希望者」という。）の手続等は、次に定めるところによるものとする。

1 経営改善計画書の作成等

(1) 借入希望者は、

ア これまでの経営状況はどうなっているのか

イ 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか

ウ 経営改善計画は実行可能か

エ 経営改善計画が実行された場合に収支はどうなるか、融資返済は可能か等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね5年程度の間確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする経営改善計画書を別紙1の(2)又は(3)により作成し、別紙2による借入申込書（高知県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）による保証を希望する場合は、更に債務保証委託申込書が必要）とともに、(4)に定める融資機関に提出するものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者等」という。）にあつては、別紙1の(4)又は(5)の経営改善計画書をもって別紙1の(2)又は(3)の経営改善計画書に代えることができるものとする。

(2) 農業者は、経営改善計画書の作成に当たり、助言指導を必要とする場合は、融資機関、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第12条第1項に規定する普及指導センター又は家畜保健衛生所（以下「関係指導所」という。）、市町村、高知県担い手育成総合支援協議会等に相談を求めることができるものとする。

(3) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から

飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。

(4) 各資金の融資機関は、次のとおりであること。

ア 経営体育成強化資金

株式会社日本政策金融公庫及び同公庫の受託金融機関となっている農業協同組合、信用農業協同組合連合会、銀行、信用金庫及び信用協同組合

イ 農業経営負担軽減支援資金

県と利子補給契約を締結している農業協同組合、信用農業協同組合連合会、銀行、信用金庫及び信用協同組合

2 融資審査

(1) 融資機関は、経営改善計画書及び借入申込書（以下「関係書類」という。）について、農業者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙3の融資審査の考え方を参考として、

ア 経営改善計画に示された方向（改善点）で、本当に経営が改善されるのか

イ 農業者の経営能力等からみて、経営改善計画は実行可能なのか

ウ 経営改善計画が実行されれば、どの程度収益が改善し、その結果、融資の返済も可能となるのか

エ 当該作物の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済又は収入保険（農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）に加入するなどの対応策は検討されているかを責任を持って判断するものとする。

(2) 融資機関は、(1)の判断に際して、農業者の既往負債の融資機関と協議（償還条件の緩和をどの程度行うことができるかを含む。）するとともに、必要がある場合には、農業者の経営能力等に関し、関係機関の意見を聴くものとする。

(3) 融資機関は、農業者の経営能力等からみて、経営改善計画の達成可能性・融資返済の可能性に疑問がある場合は、農業者に対し、1年間関係指導所等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）、1年後に再度判断を行うものとする。

3 債権保全措置

- (1) 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び基金協会とする。）と農業者との協議により、物的担保又は基金協会による保証のいずれかとすることを基本とし、保証人については、法人への融資に際しての当該法人の役員等実質的に同一経営の範囲内から保証人を出す場合を除き、徴求しないことを原則とすること。
（注）基金協会による保証は、農業協同組合又は農業協同組合連合会を通じた転貸資金以外の経営体育成強化資金には、付することができない。
- (2) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。
- (3) (1)及び(2)に掲げる債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善計画の達成及び融資返済が確実と考えられるときには、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とすること。
また、融資機関は、農業者の経営能力等からみて、融資を行うことが困難であると判断した場合は、当該農業者に対し、1年間関係指導所等の指導を受けて、経営能力の向上に努めるよう求め（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）、1年後に再度判断を行うものとする。

第4 融資機関の手続等

1 融資機関の手続

- (1) 借入希望者から関係書類の提出を受けた第3の1の(4)に定めるア又はイの融資機関は、必要に応じ、同(4)に規定する他の融資機関に当該関係書類又はその写しを送付し、連携して手続を進めるものとする。
- (2) 融資機関は、別紙1の(1)の経営改善計画総括表に必要事項を記入して、別紙1の(2)又は(3)の経営改善計画書を2の(1)の経営診断の実施機関に送付し、意見を求めるものとする。
なお、被災借入希望者等の審査にあたっては、経営診断の実施機関からの委任を受けて融資機関自ら経営診断を行うことができるものとする。
- (3) 融資機関は、基金協会による保証を必要とする場合は、速やかにその手続を進めるものとする。
- (4) 融資機関は、農業経営負担軽減支援資金の融資を実行しようとする場合には、速やかに高知県農業経営負担軽減支援資金取扱要綱（平成13年11月30

日付け 13 農経第 608 号高知県知事通知)に定める利子補給承認の手続を進めるものとする。

- (5) 融資機関は、農業者の借入申込書等の提出から 1 月半以内に全ての手続を終了させるよう努めるものとし、それまでの間に手続が終了しない場合に、農業者にその理由を通知するものとする。
- (6) 融資機関は、融資を行わないときは、別紙 1 の(1)の経営改善計画総括表により、農業者に対してその理由を説明するものとする。

2 経営診断手続

- (1) この要綱の対象となる資金の融通に係る経営診断の実施機関は、知事が別に定める高知県農業負債整理関係資金融資審査会（以下「審査会」という。）とすること。
- (2) (1)の経営診断の実施機関は、1 の(2)により、融資機関から意見を求められた場合、別紙 1 の(1)の経営改善計画総括表に必要事項を記入して回答するものとする。

3 融資実行後の措置

- (1) 融資を実行する場合には、融資機関は、借入者ごとに担当を決め、借入者の経営改善が着実に行われるよう配慮するものとする。
- (2) 借入者は、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年、別紙 4 により、経営状況を融資機関に報告しなければならないこと。
ただし、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生した借入者にあつては、決算書類を融資機関に提出することをもって、別紙 4 により経営状況を報告したものとみなすことができるものとする。
- (3) 融資機関は、(2)の報告を踏まえて、必要がある場合は、関係機関に農業者に対する指導等の協力を求めるものとする。
- (4) 関係機関は、経営改善計画が早期に達成されるよう適時適切な指導に努めるものとする。
- (5) 借入者が、経営改善計画期間中に事業内容を大幅に変更しようとするときは、融資機関が再度審査会に経営診断を依頼するものとする。

4 民事再生手続との関係

- (1) 農業者が、負債の償還負担軽減と併せて、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続を進めようとする場合は、融資機関は、他の債権者と連絡を密にして、再生計画の実行可能性を適切に判断するものとする。
- (2) 融資機関は、再生計画に基づいて債務の縮減を行った上で、当該債務についてこの要綱で定める資金の対象とすることができるものとする。

第 5 その他

- 1 融資の運用に当たって、関係機関は、融資を受けようとする農業者に無用の心理的負担がかかることのないよう、十分に注意するものとする。
- 2 融資機関、県、関係指導所、その他の関係機関(機関の役職員を含む。)は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、この要綱の対象となる資金に係る経営改善計画書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- 3 融資機関は、借入希望者から関係書類の提出を受けた場合は、借入希望者に対し、第 4 の 1 の規定により関係書類を関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、借入申込書の個人情報の取扱いに関する同意書（別紙 2 の裏面）の確認欄に記名を求めるものとする。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 6 月 4 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 11 月 5 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 6 月 8 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年8月14日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月19日から施行する。